

公 示

九州運輸局長
令和5年9月21日

道路運送法施行規則第55条の規定により、下記事案を公示する。
なお、道路運送法施行規則第56条に該当する利害関係人であって、意見の聴取の申請をしようとする者は、次の事項を記載した申請書を令和5年10月3日までに、九州運輸局又は運輸支局に提出されたい。

1. 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
2. 事案の件名及びその番号
3. 意見聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は名称
4. 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

記

公示番号 旅二公示第12号

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の変更認可申請

	申請者	申請概要	営業区域	備考
5-183 ~185	早間 隆一 ほか2者	○遠距離割引の廃止 ・特定大型車：「15,000円を超える部分につき1割引」 ・大型車：「9,000円を超える部分につき1割引」 ・普通車：「9,000円を超える部分につき1割引」	福岡交通圏	個人事業者3者
5-186	石山 修	○遠距離割引の廃止 ・特定大型車：「15,000円を超える部分につき1割引」 ・大型車：「9,000円を超える部分につき1割引」 ・普通車：「5,000円を超える部分につき3割引」	福岡交通圏	
5-187	大音 隆昭	○遠距離割引の廃止 ・特定大型車：「15,000円を超える部分につき1割引」 ・大型車：「5,000円を超える部分につき3割引」 ・普通車：「5,000円を超える部分につき3割引」	福岡交通圏	
5-188	永藤 孝憲	○遠距離割引の変更 (新)・特定大型車：なし ・大型車：なし ・普通車：「9,000円を超える部分につき1割引」 (旧)・特定大型車：「15,000円を超える部分につき1割引」 ・大型車：「5,000円を超える部分につき3割引」 ・普通車：「5,000円を超える部分につき3割引」	福岡交通圏	